

環境統括者	環境管理責任者

法令 条例及びその他の要求事項一覧表

区分	法規制名	規制内容	自主基準等	適用側面	担当部署名	設備 資格者等の届出 選任等
大気汚染	滋賀県公害防止条例 (H13.10.12改正) ・大津市生活環境の保全と増進に関する条例 (H12.12.20改正)	ばい煙発生施設の設置 変更の届出義務 (市条例)		吹付塗装ブース 乾燥炉の届出	管理部	設置の届出
		吹付塗装ブース:排風能力が1分当り100? 以上のものに限る (〃)		吹付塗装ブース 200? /分 ばい煙の種類及び施設の種類に <b>該当しない</b>	製造部	
		乾燥炉:火格子面積が1㎡以上又は燃焼能力が重油換算50?/h以上又は変圧器の定格能力が200KVA以上 (県条例)		電着乾燥炉 26.4kw 塗装乾燥炉 50.8kw <b>該当しない</b>		
		ボイラー:伝熱面積10㎡又は燃焼能力重油50?/h以上 (〃)		ボイラー:伝熱面積㎡ 9.87㎡ <b>該当しない</b>		
		事故時の措置の届出義務 (〃)		事故により大量に排出された場合 応急措置、復旧と都道府県知事への通報	管理部	
	・大気環境への負荷の低減に関する条例(滋賀県) (H12.3.29改正)	大気環境負荷低減計画の作成 (県条例) イ、適用要件 大気汚染防止法に該当する施設 ロ、作成提出 低減計画を県知事に提出する		<b>該当しない</b>		
		自動車管理計画 (〃) イ、適用要件 使用台数50台以上 ロ、作成提出 自動車負荷低減計画を県知事に提出する		<b>該当しない</b>		
		アイドリングストップ (〃) イ、適用要件 駐車面積500㎡以上(従業員駐車場含む) ロ、作成提出 アイドリングストップの啓発(看板等)		<b>該当しない</b>		
	温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律 (H11.4.7改正)	1.事業者の責務 (国) 事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の為の措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体の実施する施策に協力する 2.事業活動に関する計画書 (〃) 事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の為の措置に関する計画を作成と実施状況の公表をする努力義務	未定	当社の事業活動による温室効果ガスの排出行為が適用となる。	環境推進事務局

法令 条例及びその他の要求事項一覧表

区分	法規制名	規制内容	自主基準等	適用側面	担当部署名	設備 資格者等の届出 選任等
悪臭防止	悪臭防止法 (H12.5.17改正) ・大津市生活環境の保全と増進に関する条例 (H12.12.20改正)	特定悪臭物質 (国) アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、 ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、 イソペンチルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸 イソ吉草酸  市環境保全協定書により (市条例) 大気汚染防止対策で悪臭物質測定 (以下) 実施		特定悪臭物質 塗料 溶剤にトルエン・キシレン 其他が含有  測定は年 1回  悪臭物質測定排出口は以下の 4箇所 塗装湿式ブース、 溶剤塗装用脱臭・乾燥炉 電着塗装用脱臭・乾燥炉  * 敷地境界線上で管理する	製造部      技術部	
		管理基準値	滋賀県告示	自主基準		
		物質名	敷地境界線上(ppm)	排出口(ppm)	敷地境界線上(ppm)	
		キシレン	1	160	0.53	
		トルエン	10	80	0.25	
		酢酸エチル	3	460	1.5	
		メチルイソブチルケトン	1	150	0.47	
電力	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (H11.12.22改正)	対象 (国) 第1種 電気1,200万 kWh/年以上 熱3,000kcal/年以上 (原油換算) 第2種 電気 600万 kWh/年以上 熱 1,500kcal/年以上	マネジメントプログラムにより取り組む	2001年実績 電気 1,229,099Kwh 対象外	管理部	
水質汚濁	滋賀県公害防止条例 (H13.10.12改正) ・大津市生活環境の保全と増進に関する条例 (H12.12.20改正)	適用事項 (県条例) (1) 特定施設を設置する事業所からの公共用水域への排水 (2) 有害物質等使用特定施設から地下に浸透する汚水等を含む水  義務等 (〃) 水質汚濁特定施設の設置、変更許可申請 水質汚濁特定施設の管理 排水の測定管理 排出基準の遵守 特定地下浸透水の制限 排水の排出制限 事故時の措置、報告 氏名等の変更の届出		特定施設 酸又はアルカリによる表面処理施設  ・し尿処理施設で対象人員が51人以上 単独浄化槽 50人槽 対象外  ・測定は2ヶ月/1回  ・事故時の措置、報告 応急措置、復旧と都道府県知事への通報	技術部    管理部	施設の届出 公害防止管理者 (水質2種)

法令 条例及びその他の要求事項一覧表

区分	法規制名	規制内容				自主基準等	適用側面	担当部署名	設備・資格者等の届出・選任等
		監視・測定項目 (浄化槽以外)	管理基準						
	続き	水質汚濁防止法	滋賀県条例	大津市条例	自主基準				
水質汚濁		水素イオン濃度 ph (at20 )	5.8 ~ 8.6	6.0 ~ 8.5	6.0 ~ 8.5	6.0 ~ 8.5	同上	同上	同上
		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	160	30	30	25			
		化学的酸素要求量 COD (mg/L)	160	30	30	25			
		浮遊物質 量 SS (mg/L)	200	70	70	65			
		窒素含有量 (mg/L)	120	12	12	10			
		リン含有量 (mg/L)	16	1.2	1.2	1.2			
		ルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類) (mg/L)	5	5	5	5			
		フェノール類含有量 (mg/L)	5	1	1	1			
		亜鉛含有量 (mg/L)	5	1	1	0.8			
		溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10	10	10	10			
		クロム含有量 (mg/L)	2	0.1	0.1	0.1			
		ジクロロメタン (mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2			
		浄化槽法 (H13.6.27改正)	1.設置届 2.保守点検 分離ばっ気方式 21 ~ 300人槽 3ヶ月毎技術上の基準は施行規則第2条による 3.定期検査 年1回			法遵守			

法令 条例及びその他の要求事項一覧表

区分	法規制名	規制内容	自主基準等	適用側面	担当部署名	設備 資格者等の届出 選任等	
化学物質	毒物及び劇物取締法 (H13.6.29改正)	指定物質 毒物 弗化水素、燐化水素、ジホロン、等 劇物 塩化水素、硝酸、水酸化カルウム、水酸化ナトリウム、メタノール等 規制事項 ・保管、取扱方法、廃棄時の技術基準の遵守義務 ・事故時の処置義務	取扱要項の遵守の徹底	劇物 (医薬用外)に該当 水酸化ナトリウム (苛性ソーダ・フレック)、硫酸、フェノール (フェスコート400)、水酸化カルウム (CS-500) 塩化水素 (塩酸)、硝酸 (バルボント)	製造部		
	PRTR法 (H13.12.28改正)	指定物質 ・第1種指定化学物質 (354)、第2種指定化学物質 (81) 対象事業者 ・全製造業、常時雇用者数21人以上、年間取扱量5以上 (当初2年間は5以上・発ガン物質は0.5t以上)の事業所 届出の義務 年1回	法令遵守	2001年度実績 キシレン 排出量 2.5t <b>該当しない</b> (当初2年間)	製造部		
	消防法 (H13.7.4改正)	1.火災予防義務 2.指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱の許可申請及び変更届出 3.危険物保安監督者の選任、解任の届出 4.危険物施設の技術基準の維持 5.危険物流出時の応急措置義務及び通報義務 ・アセチレンガス40kg以上貯蔵、取り扱いの場合 届出	法令 規定の遵守	すべて第4類危険物 危険物屋内貯蔵所×2ヶ所 少量危険物貯蔵取扱所×3ヶ所	管理部 製造部	設置届 危険物保安監督者	
		アセチレンガス 7kg×2本=14kg <b>該当しない</b>					
騒音振動	・大津市生活環境の保全と増進に関する条例 (H12.12.20改正)	特定施設の届出 (30日前) ・空気圧縮機 送風機 原動機が3.7kw以上 騒音の測定 (敷地境界線上) 規制基準の遵守 第4種区域		特定施設 コンプレッサー (3.7 kw以上) 2台	製造部	特定施設届出	
			管理基準値 (db)				測定は自主基準として年1回行なう 測定箇所は敷地境界線上 2箇所管理する
		時間帯	騒音規制法	市条例	自主基準		
		6:00~8:00	地域規制	65	60		
		8:00~18:00	地域規制	70	65		
	18:00~22:00	地域規制	70	65			
	22:00~6:00	地域規制	60	55			
・大津市生活環境の保全と増進に関する条例 (H12.12.20改正)	特定施設の届出 (30日前) ・空気圧縮機 送風機 原動機が3.7kw以上 振動の測定 (敷地境界線上) 規制基準の遵守 第2種区域		特定施設 コンプレッサー (3.7 kw以上) 2台	製造部	特定施設届出		
		管理基準値 (db)					
	時間帯	振動規制法	市条例	自主基準			
	8:00~19:00	地域規制	65	60			
19:00~8:00	地域規制	60	55				

## 法令 条例及びその他の要求事項一覧表

区分	法規制名	規制内容	自主基準等	適用側面	担当部署名	設備 資格者等の届出・選任等
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (H13.12.5改正)	<p>事業活動に伴う産業廃棄物及び一般廃棄物に対する規制            一般廃棄物(事業系)紙くず、木くず等            産業廃棄物:金属屑、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等            特別管理産業廃棄物:廃油(引火点70未満、揮発油等)            廃酸(pH以下)、廃アルカリ(pH2.5以上)            感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物</p> <p>事業者の責務            ・事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任において適正に処分            ・廃棄物の再生利用等により減量化に努めるとともに、物の製造販売に際して廃棄物となった場合の処理困難性の評価、開発する義務、及び適正処理方法についての情報提供            ・多量排出事業者における減量化の推進(減量計画の作成)            ・国及び地方自治体の施策への協力            廃棄物保管、揭示基準の遵守            廃棄物処理委託基準の遵守            特別管理産業廃棄物の保管、揭示基準の遵守            特別管理産業廃棄物管理責任者の設置報告            特別管理産業廃棄物の帳簿管理            特別管理産業廃棄物の処理実績報告            管理票の発行、写しの保管            管理票交付者が構すべき措置の遵守            管理票の交付状況処理実績報告義務            廃棄物再生利用促進の義務</p>	法令遵守	産業廃棄物(一般) PCB保管有り	全部署	特別管理産業廃棄物管理責任者
	労働安全衛生法 (H13.12.12改正)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.快適な作業環境の実現と労働条件の改善義務</li> <li>2.特殊健康診断の実施義務</li> <li>3.安全衛生管理者、産業医の選任</li> <li>4.作業主任者の選任(有機溶剤作業、乾燥設備)</li> <li>5.MSDSの通知</li> </ol>	法令遵守	作業環境測定(有機溶剤) 特殊健康診断(有機溶剤、鉛) 有機溶剤作業主任者 乾燥設備作業主任者(定格10kw以上の乾燥設備) 対象物のMSDSの周知	全部署 管理部	安全衛生管理者 産業医 作業主任者
工場立地	工場立地法 (H12.5.31改正)	敷地面積に対する面積割合の規制 ・生産施設面積40%以下 ・緑地20%以上 ・環境施設(緑地含む)25%以上		既設工場の為対象外 新設、増設時等対象		

## 法令 条例及びその他の要求事項一覧表

区分	法規制名	規制内容	自主基準等	適用側面	担当部署名	設備 資格者等の届出 選任等
高圧ガス	高圧ガス保安法 (H12.5.31改正)	適用条件 貯蔵 容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する時はあらかじめ都道府県知事の許可を受け設置 貯蔵する高圧ガスが液化ガス及び圧縮ガスの時、液化ガス10kgをもって容積1立方メートルとする		ブタンガス 50立方メートル×5ボンベ(500kgボンベ) =250立方メートル <b>該当しない</b>		